



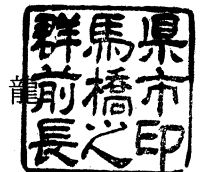
諮問第1号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

平成29年1月6日

前橋市長 山本



記

1 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準

区分	現行	改正案
5割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万円</u> を加算した金額を超えない世帯
2割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>48万円</u> を加算した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>49万円</u> を加算した金額を超えない世帯

2 適用区分

改正後の低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。